

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年10月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900039 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900032 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 8 月 20 日の標準賞与額を 49 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 8 月

A 社から請求期間に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額としての記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の請求期間当時の社会保険事務担当者が保管していた資料（「2003 夏支給控除」）には、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できる。

また、上記資料に記載されている元従業員の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、同従業員が所持する 2003 年（平成 15 年）夏季賞与明細書に記載されている金額と一致しており、同明細書の差引支給額と同額が平成 15 年 8 月 20 日に A 社から同従業員の預金口座に振り込まれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記資料に記載されている請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、49 万 5,000 円とすることが妥当である。

さらに、請求期間の賞与支給日については、上記元従業員の支給日等から、平成 15

年8月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料がないため不明である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900040 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900033 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 8 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 47 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 15 年 7 月 4 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座の「流動性預金異動明細表」、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び C 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成 15 年 7 月 4 日に A 社から賞与（8 万 6,710 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、8 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900041 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900034 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 17 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の賞与振込口座がある金融機関から提出された「流動性預金異動明細表」、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び C 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成 15 年 7 月 4 日に A 社から賞与（17 万 7,460 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 5 月 26 日から平成 16 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、17 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900043 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900035 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 5 日の標準賞与額を 20 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び C 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成 15 年 12 月 5 日に A 社から賞与（20 万 5,670 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 11 月 10 日から平成 16 年 4 月 20 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書等において確認できる賞与額から、20 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900044 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900036 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 5 日の標準賞与額を 14 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び C 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成 15 年 12 月 5 日に A 社から賞与（14 万 8,080 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 10 月 7 日から平成 16 年 3 月 31 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書等において確認できる賞与額から、14 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900045 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900037 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成15年12月5日の標準賞与額を14万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月5日

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、B社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及びC厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成15年12月5日にA社から賞与（14万9,260円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成15年10月23日から平成16年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、14万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900050 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900038 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 5 日の標準賞与額を 18 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 38 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 15 年 12 月 5 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の賞与振込口座がある金融機関から提出された「流動性預金異動明細表」、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び C 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成 15 年 12 月 5 日に A 社から賞与（18 万 7,360 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき請求者の育児休業期間中（平成 15 年 11 月 10 日から平成 16 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、18 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900051 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900039 号

第 1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年7月4日の標準賞与額を11万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の賞与振込口座がある金融機関から提出された「流動性預金異動明細表」、B社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書(以下「決定通知書」という。)及びC厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、平成15年7月4日にA社から賞与(11万2,520円)の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成15年5月16日から平成16年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、11万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900037 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900040 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 12 年 3 月 1 日から平成 13 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 12 年 3 月から同年 9 月までは 20 万円から 59 万円、同年 10 月から平成 13 年 8 月までは 20 万円から 62 万円とすることが必要である。

平成 12 年 3 月から平成 13 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から平成 13 年 9 月 1 日まで

A 社における請求期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る標準報酬月額は、当初、平成 12 年 3 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から平成 13 年 8 月までは 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 13 年 9 月 1 日の後の同年 9 月 7 日付けで、平成 12 年 10 月の定時決定が取り消され、平成 12 年 3 月 1 日の資格取得時に遡って 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社の事業主は既に死亡しており、当時の届出等について確認することができないが、オンライン記録によると、同社において請求者のほかに事業主を含む 3 人の役員についても、同様の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「請求期間当時、A 社は経営状況が悪く、給与が遅れて支給されることもあった。」と回答しており、そのうちの一人は、「社会保険事務所（当時）の担当の職員から、社会保険料の滞納があったと聞いた。」旨を陳述している。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の取締役

役であったことが確認できるが、請求者は、「自分は販売部門を統括する営業担当の取締役であり、請求期間に係る標準報酬月額が減額訂正されていることについては知らなかった。」と主張しているところ、複数の同僚が、「請求者は営業担当の取締役であり、社会保険事務に係る権限を有しておらず、標準報酬月額の減額訂正にも関与していなかった。」と回答していることから、請求者は厚生年金保険に係る事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成13年9月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、平成12年3月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成12年3月から同年9月までは59万円、同年10月から平成13年8月までは62万円）に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900053 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900005 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年*月から昭和 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年頃、父親が学生であった私に代わり国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたのに、請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「20 歳になった昭和 48 年頃、父親が学生であった私に代わり国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、A 市が管理した請求者に係る資料によると、請求者は、昭和 60 年 4 月 24 日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できることから、任意加入者は遡って国民年金の被保険者になり得ないことから、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月頃に同市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の任意加入被保険者として加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、A 市及び B 町が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿等によると、いずれも資格取得年月日は「昭和 60 年 4 月 24 日」と記録されており、当該取得年月日はオンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者は、「父が加入手続を行ってくれたのは、C 市又は D 市の社会保険事務所だったと思う。」と主張しているが、日本年金機構 E 広域事務センターは「昭和 48 年頃、C 市及び D 市を管轄していたのは、C 社会保険事務所（当時）及び F 社会保険事務所（当時）であったが、両社会保険事務所において国民年金の加入手続を行うことはできなかった。」と回答している。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 E 広域事務センターにお

いて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査並びに請求期間に請求者の住所地であった A 市において払い出された手帳記号番号の確認を行ったが、請求者の氏名は無く、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900049 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900041 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所 C 支所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月頃から昭和 20 年 2 月頃まで
② 昭和 20 年 3 月頃から昭和 21 年 10 月頃まで

私は、伯母の勧めで、昭和 18 年 2 月頃から昭和 20 年 2 月頃まで A 事業所に勤務し、その後、昭和 20 年 3 月頃から昭和 21 年 10 月頃まで B 事業所 C 支所に勤務していたが、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が請求期間当時の資料として提出した写真の裏面には、「検閲済 18 4 20 D 部」の押印が確認できることから、昭和 18 年 4 月 20 日時点において、事業所は特定できないが、請求者は、D 関連の事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 E 広域事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者が記憶する事業所名称「A 事業所」及び勤務場所から、請求事業所は、昭和 20 年 5 月に分割された後の「F 事業所」であり、同年 8 月に移転し、G 事業所（現在は、H 事業所）になったと推認できるところ、H 事業所は「人事関係等の資料は、昭和 20 年 8 月に移転した後のものしか残っておらず、当該資料の中には請求者に係るものは無く、終戦前の資料は残っていない。」と回答しており、請求

期間①に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者が記憶する「C」を含む事業所について、オンライン記録による事業所名称検索を行ったところ、請求事業所（請求者の記憶はB事業所C支所）と名称が異なるものの、C事業所（昭和30年7月1日の名称変更前はI事業所）が厚生年金保険の適用事業所として確認でき、登記簿謄本から、請求者の記憶する請求事業所の所在地と一致していることから判断すると、請求者が記憶する請求事業所は同事業所であったと考えられる。

しかしながら、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年8月1日となっており、請求期間②において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C事業所の承継事業所であるJ事業所は、「当時の関係書類が存在していないため、請求期間②に係る請求者の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等については不明である。」旨を回答しており、請求期間②に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

- 3 このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間①及び②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が保険出張所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。